

# 平成22年度自家用電気工作物の立入検査について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

## 1. 概要

立入検査の目的は、電気事業法に定められている自家用電気工作物の自主保安体制が、それぞれの事業場において確立され、保守管理が十分に行われているかどうかを検査し、「感電死傷事故」、「電気火災事故」、「電気事業者の供給設備への波及事故」などの電気事故の防止及び当監督署として自家用電気工作物の保守保安状況を総括的に把握することによって、今後の保安行政に反映させるため実施しています。

## 2. 対象事業場の選定

平成21年度末における管内の自家用電気工作物設置事業場24,952件の中から、次に該当する事業場を重点に選定し、実施しました。

立入検査事業場の規模別及び保安形態別状況は表1のとおりです。

- (1) 平成21年度に電気事故があった施設
- (2) 保安の確保が適切でないおそれのある施設（不適切事項等の報告のあった施設）
- (3) 電気保安の実態把握が必要な施設（外部委託事業場や申請届出漏れ等のあった施設）

表1 平成22年度自家用電気工作物立入検査件数（規模別及び保安形態別）

規模 選任形態	低圧	高圧				小計	特別高圧		小計	合計
		100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上		5000kW未満	5000kW以上		
		専任主任技術者		1			4	5		
兼任主任技術者					0			0	0	
許可主任技術者					0			0	0	
統括主任技術者			1			1		1	2	
電気保安法人		3	15	3	2	23			0	23
電気管理技術者		1	16	4	2	23			0	23
その他			1			2			0	2
合計	0	5	34	7	8	54	0	1	1	55

## 3. 検査の内容

- (1) 電気事業法関係法令に基づく届出・報告等の関係書類が所定の期間保存されているか。
- (2) 法令に適合した電気主任技術者が選任されているか。
- (3) 保安規程に定められた、電気主任技術者の職務・保安教育・日常巡視点検・定期点検などの保安業務が遵守されているか。
- (4) 電気工作物が技術基準などに適合した施設となっているか。

#### 4. 検査結果

検査の結果を集計したものは、表2～6のとおりでした。

##### (1) 法令に基づく手続の状況について

主任技術者の執務状況については、表2のとおり、主任技術者が選任されていない事業場が2件ありました。また、保安規程の手続状況については、表3のとおり、保安規程変更届出が必要なものが13件で、保安に関する組織図や構内図の変更や点検基準の見直し等が必要なものがありました。

原因については、次のことが考えられます。

- ①設置者の法令遵守に対する意識及び電気保安に関する理解が十分でない。
- ②電気主任技術者の電気事業法及び同法関係法令に関する認識が十分でない。

表2 主任技術者の執務状況

執務状況		件数	備考
指 摘 事 項	執務不十分	—	
	改修要求に応じない	—	
	改修指摘、点検なし	—	
	ビルメン常駐なし	—	
	主任技術者等の変更を要する	2	
	執務不良	—	
	執務体制の不備	2	主任技術者未選任
	その他	—	
合計		2	

表3 保安規程手続状況

要変更事項	件数
設置者名変更	1
事業場名変更	1
組織変更	8
構内区域変更	2
点検基準変更	1
合計	13

(2) 保安規程の遵守状況について

表4のとおり、保安規程に定められた事項について、その実施が十分に行われていないものが51件あり、不備件数は1事業所あたり0.93件となっています。

主な不良の内容として、関係書類・図面の整備、修正がなされていない、災害発生時の防災・連絡体制が整備されていない、運転・操作基準が適切に定められていない等が挙げられます。原因については、次のことが考えられます。

- ①設置者の法令遵守に対する意識及び電気保安に関する理解が十分でない。
- ②設置者及び電気主任技術者が保安規程の主旨及び内容に関する認識が十分でない。

表4 保安規程の遵守状況

	要改善事項	件数	
保安教育	保安教育・訓練を適切かつ計画的に実施されていない	5	
巡視点検	点検頻度が遵守されていない	1	12
	点検が実施されていない	5	
	巡視・点検の記録が適切になされていない	3	
	その他	3	
書類管理	関係書類・図面の整備、修正がなされていない	14	
その他	運転・操作基準が適切に定められていない	10	
	災害発生時の防災・連絡体制が整備されていない	10	
	合計	51	

(3) 電気工作物の不良事項状況について

表5、表6のとおり、維持管理状況について適切でないものは28件であり、1事業所あたり0.51件となっています。主な不良事項は次のとおりです。

(受配電設備)

- ①接地抵抗の値が過大 7件
- ②高圧架空電線路支持物の支線の施設方法が不適切 4件
- ③接地工事施工方法が不適切 2件 など

(負荷設備)

- ①低圧屋内配線器具の施設方法が不適切（充電部露出、器具の固定等） 5件
- ②電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない 2件
- ③地絡遮断装置未設置 1件 など

表5 電気工作物の不良事項（受配電設備）

不良事項	条項	件数
接地抵抗の値が過大	19	7
接地工事施工方法が不適切	20	2
高圧受配電設備の出入口に立入禁止の表示がない	43	2
高圧受配電設備の出入口に施錠装置がない	43	2
電柱の足場金具等が地表上1.8メートル未満に設置されている	56	1
高圧架空電線路支持物の支線の施設方法が不適切	63	4
低圧架空電線等相互の離隔距離が不足	81	1
小計		19

表6 電気工作物の不良事項（負荷設備）

不良事項	条項	件数
電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない	14	2
地絡遮断装置未設置	40	1
低圧屋内配線器具の施設方法が不適切（充電部露出、器具の固定等）	166	5
電灯回路の過電流保護が不適切	171	1
小計		9
合計		28
立入検査実施数		55
1件あたり不良件数		0.51

このように相当数の不良個所が認められた原因については次のことが考えられます。

- ①設置者の法令遵守に対する意識及び電気保安に関する理解が十分でない。
- ②電気主任技術者の技術基準に対する理解が十分でない。また、設置者が設備改修等を計画的に行うよう、電気主任技術者からの指示、助言が十分でない。

## 5. むすび

平成22年度の立入検査の結果については、保安規程の遵守状況、電気工作物の不良事項（受配電設備）等に不備事項が多数見受けられました。電気主任技術者（電気保安法人、電気管理技術者等を含む。）は、これらの不備事項を踏まえながら、保安規程及び技術基準の主旨をよく理解していただき、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行っていただくようお願いします。

電気主任技術者は日頃から電気に関する最新の保安関係情報等を積極的に吸収していただきたいと思います。また、電気保安法人、電気管理技術者等におかれましても、日頃から設置者との意志疎通を行い、停電点検や設備改修等を計画的に進めることに加え、設置者の電気保安

に対する意識を高めていただくことを期待します。

設置者は、経済・社会の高度化、多様化の進展に伴う、電気設備の信頼性及び安全性を確保することの重要性を十分認識し、保安規程に定めた「設置者の義務」を遵守するとともに、波及事故等を起こさないよう社会的責任を強く認識して不良箇所については早急に改修し、電気主任技術者の意見を尊重して電気保安の確保に万全を期されるよう切望するものであります。